

データ・サンプルの取扱に関する誓約書

研究船共同利用運営委員会 御中
海洋研究開発機構 御中

私は研究代表者として、私の研究課題で得られたデータ・サンプルの取扱は、以下の項目に従うことを誓約するとともに、研究分担者に対してもこれらを周知、遵守させることを誓約致します。

また、当該データ・サンプルの取扱について、私または私の所属機関と他機関との間に個別の契約（共同研究契約や民間企業との契約等）が存在する場合には、締結済みの契約書写しまたは締結予定の契約書類文案を本紙へ添付することを誓約します。

- ① 共同利用研究航海で得られたデータ・サンプルについては、大気海洋研究拠点¹（以下 JURCAOS）および海洋研究開発機構（以下 JAMSTEC）が定めた「共同利用研究航海のデータ・サンプルの取扱」、およびこれに優先する個別の契約に基づき、適切に取り扱う。
- ② 公開猶予期間中における研究課題の範囲（目的および利用者）外でのデータ・サンプルの利用については秘密保持義務がある。また、東京大学大気海洋研究所（以下 AORI）または JAMSTEC の許可無くデータ・サンプルを複製して再配布、販売をしてはならない。
- ③ データ・サンプルの使用・研究等により得られた知的財産（発明・考案・意匠・ノウハウ等）について知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権等）を取得するために登録出願し、あるいは営業秘密として保有しようとする際には、事前に AORI または JAMSTEC と協議する。
- ④ データ・サンプルを産業利用する際には AORI または JAMSTEC と事前に協議する。
- ⑤ データ・サンプルの取扱について疑義が生じた場合には、AORI および JAMSTEC と協議する。
- ⑥ データ・サンプルを使用して成果を公表する場合には、共同利用研究航海で得られたことを記載するとともに、使用する用語については日本の公的機関で用いられるものに従う。
- ⑦ データ・サンプルの取得時にその所有権が一旦私または研究分担者に帰属したと認められるような場合には、その所有権を JURCAOS および JAMSTEC に帰属させるため、JURCAOS および JAMSTEC に譲渡する。
- ⑧ データ・サンプルに関する画像（動画・静止画・写真等）データや音声（音響等）データの著作権（著作隣接権を含む）について、一旦私に帰属したと認められるような場合には、⑦と同様に、それらの権利を JURCAOS および JAMSTEC に譲渡する。また、それらに関して私または研究分担者が保有する著作人格権を JURCAOS および JAMSTEC、またはそのいずれかが使用を承諾した第三者に對し、行使しない。
- ⑨ 生物サンプルについては、その取得後に、分離・抽出・増殖等行った場合にも、その所有権を JURCAOS および JAMSTEC に帰属させる。

¹ 大気海洋研究拠点（共同利用・共同研究拠点 東京大学大気海洋研究所 大気海洋研究拠点）とは、東京大学大気海洋研究所および当該データ・サンプルを取得した研究者の所属機関を指す。

研究課題名 :

所属機関・部署 :

研究代表者 :

署名（自署）

日付 (yyyy/mm/dd) / /

※ 本誓約書にご署名（自署）の上、それをスキャンした電子ファイルを、研究代表者ご本人から、事務局指定の方法にてご提出ください。
これを原本と同等のものとみなします。